

東京電力福島第一原子力発電所の敷地内の放射線施設に係る実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の改正についての放射線審議会の答申及び今後の対応について

令和3年3月10日
原子力規制庁

1 経緯

- 令和3年2月3日付けで、放射性同位元素等規制法に基づく標記の告示改正について、放射線審議会に諮問した(参考1)。その際、数次にわたる原子力規制委員会での審議について、議事録を添付した。
- 放射線審議会では、同年2月12日及び2月26日に審議が行われた結果(参考2)、別紙のとおり答申があった。

2 放射線審議会からの答申内容

- 現行法の規定については、工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものであって、事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであり、改正は不要である。

3 今後の対応方針

- 放射線審議会の答申及びその理由を踏まえ、告示改正は行わないこととしたい。
- 日本原子力研究開発機構から、東京電力福島第一原子力発電所敷地内における分析研究施設(第1棟)についての放射性同位元素等規制法に基づく使用許可申請がなされた場合には、事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象として、審査を進めることとしたい。

資料一覧

別紙	平成12年科学技術庁告示第5号(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について(答申)
参考1	放射線審議会への諮問資料
参考2	放射線審議会 第152回総会 資料152-1

以上

原規放発第 2102269 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

平成 12 年科学技術庁告示第 5 号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和 3 年 2 月 3 日付け原規放発第 21020312 号をもって諮問のあった事項については、改正は不要である。その理由は以下のとおり。

- ・工場又は事業所境界の線量基準は、施設の性能を評価することを目的とするものであり、当該施設に起因する放射線を評価の対象とするものである。
- ・このため、現行の放射性同位元素等の規制に関する法律の規定は、放射性同位元素等を取り扱うに当たっての工場又は事業所境界の実効線量の算定の際に、当該施設に起因する放射線を評価の対象とすればよく、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する線量等の他の施設に由来する線量を含めることを求めるものではないと解すべきであることから、諮問のあった告示の改正は、これまでの解釈を変更するかのような誤解や混乱を与えかねない。